

漁村歌舞伎鑑賞ツアー 2019

下北半島佐井村 春を告げる漁村歌舞伎と 人を訪ねる旅

2019年
4月10日(水)～11日(木)

漁村歌舞伎を見るだけでは終われない。
役者と交流し、歌舞伎が生まれた海の文化を知り、
下北半島・佐井村をもっと感じてください。

1泊2日(村内民宿)税込 青森港(シラインターミナル)発着
25,000円 添乗員同行あり
定員20名、最少催行5名
申込み締切 4月4日(木)

4月10日(水)

漁村歌舞伎鑑賞「福浦の歌舞伎」
歌舞伎役者や地区の皆さんとの交流会

4月11日(木)

解禁されたばかりのウニを味わう「ウニむき体験」
漁村歌舞伎を生んだ海の文化を感じる「佐井村まちあるき」



4月からはウニ漁が解禁!
ヤリイカが旬!
春の海の幸が楽しめます

お申込み・お問合せ

【旅行企画・実施】(一社)くるくる佐井村
TEL: 0175-33-0014
FAX: 0175-38-4514

青森県知事登録 旅行業第地-3号(取扱範囲: 佐井村・むつ市・大間町)
国内旅行業務取扱管理者 園山和徳
〒039-4711 青森県下北郡佐井村佐井字大佐井 112-1

【受託販売】(株)また旅くらぶ

TEL: 017-752-6705 (受付時間 10:00～16:00)

青森県知事登録 旅行業第3-155号
国内旅行業務取扱管理者 高木まゆみ
〒038-0012 青森県青森市柳川1丁目4-1

協力 福浦の歌舞伎上演実行委員会・Saiツーリズム構築推進PJ協議会

10日(水)

青森港旅客ターミナル(青森駅から徒歩7分。青森市柳川1丁目4-1)集合
昼食、夕食が含まれます

9:00 青森港集合 ～～船～～ 10:40 脇野沢港 === 12:00 佐井村福浦着

昼食(漁があればウニも! なかつたら残念...)...

福浦歌舞伎の館『福浦の歌舞伎鑑賞』(13:30～15:30)

福浦の歌舞伎役者・地区のみなさんと交流会(16:00～17:30) ... 各お宿(18:00)

宿泊先: 民宿福寿荘、なみえ荘、田中旅館のいずれか

11日(木)

朝食が含まれます(昼食は料金に含まれず、自由にお召し上がりいただきます)

お宿(8:30) ... 福浦漁港で歌舞伎役者(漁師)指導のウニむき体験 ===

佐井まちあるき『歌舞伎につながる佐井の歴史文化』...

11:45 津軽海峡文化館アルサス(自由時間) 12:30 佐井港出発 ～～船～～ 15:00 青森港解散

【...の部分徒歩、===の部分はバスまたはタクシー、～～の部分船で移動】



募集型企画旅行取引説明書面

この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面、及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

(1) この旅行は、一般社団法人くるくる佐井村(青森県知事登録第地-3号)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。契約の内容・条件は、パンフレットに記載されている旅行条件の他、旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

2. お申込み

(1) 当社の募集型企画旅行にお申込みの場合、所定の申込書の提出と申込金、又は旅行代金全額のお支払いが必要です。この2つが揃った時点で正式なお申込みとなります。申込金は、旅行代金・取消料・違約金のそれぞれ一部、又は全部として取扱います。

3. 旅行代金

(1) 旅行代金には、パンフレットに記載された旅行日程に明示された交通費・消費税・食事代が含まれています。上記費用は、お客様のご都合により一部使用されなくても払い戻しは致しません。

(1) お客様はいつでも下表に定める取消料(お一人様につき)をお支払い頂くことで、旅行契約を解除出来ます。この場合、すでに収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻し致します。



いた日とします。取消は、いかなる理由にかかわらず、電話受付時間外でのお取り扱い致しません。必ず当社の電話受付時間内にお電話でお願い致します。また旅行契約成立後に出発日等を変更された場合も下記取消料の対象となります。

■取消料率(出発日の前日から起算してさかのぼって)

区分	取消料
20日目から8日目まで	20%
7日目から2日目まで	30%
旅行開始日の前日	40%
旅行開始日の当日	50%
旅行開始後又は無連絡不参加	100%

5. 当社による旅行契約の解除

次の場合は契約を解除することがあります。(一部例示)
(1) 旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。
(2) お申し込み条件の不適合。
(3) 当社が病気、団体行動への支障、その他により旅行の円滑な実施が不可能と判断したとき。

6. 当社の責任、及び免責事項

(1) 当社は募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者の、故意又は過失によりお客様に損害を与えた時は、お客様が被られた損害を賠償します。
(2) 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、損害発生の日から起算して14日以内に、当社に通知があった時に限り、お客様1名につき15万円(当社に故意または重大な過失があった場合を除く)を限度として賠償します。
(3) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合は、当社は本項(1)の責任を負いません。
① 天災地変・戦乱・暴動、又はこれらのために生じる旅行日程の変更、若しくは旅行中止。
② 運送・輸送等の事故、火災により発生する損害。
③ 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止(運休等も)、又はこれらによって生じる旅行日程の変更、若しくは旅行の中止。
④ 自由行動中の事故、食中毒、盗難、置き忘れ(忘れ物)等。
⑤ 運送機関の遅延、不通、スケジュールの変更等。又はこれらによって生じる旅行日程の変更、目的滞在の短縮。

7. 特別補償



(1) 当社は、お客様が当該旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、生命・身体又は手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款「特別補償規定」に、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。
(2) お客様が企画旅行中に含まれない損害が、お客様の故意・酒酔いに係る事故・疾病等の他、企画旅行に含まれない場合で、自由行動のスカイダイビング・山岳登山・ハンググライダー搭乗等によるものである場合、当社は(1)の補償金・見舞金を支払いません。
(3) 当社が補償金支払義務と損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払い義務、損害賠償義務ともに履行されたものとします。
(4) 補償金、見舞金は当社が加入する保険会社から支払われることがあります。

8. お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失、法令・公序良俗に反する行為等により当社が被害を被った時は、当該旅行者はその損害を賠償しなければなりません。
(2) お客様は旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出下さい。

9. 旅程補償

旅行日程に掲げる重要な変更が行われた場合は、旅行業約款(募集型企画旅行契約)の規定により、変更補償金をお支払いいたします。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とし、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

10. 個人情報の取り扱いについて

(1) 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させて頂くほか、お客様がお申し込み頂いた旅行についての運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配、及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させて頂きます。
(2) その他、当社は、当社及び当社と提携する企業・団体の商品やサービス、キャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、アンケートのお願い、特典サービスの提供、統計資料の作成などにお客様の個人情報を利用して頂くことがあります。

11. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は、2019年3月1日を基準としております。

■旅行代金のお支払いについて■

お申込みから3日以内に、ツアー主催者・受託販売者にお支払いいただくか、次の口座にお振込みください。

ゆうちょ銀行 記号・番号 18460-5393161

他行からの場合 八四八支店(店番848)普通 0539316

名義 シヤ)クルクルサイムラ

旅行代金には、旅行日程に記載したバス等の運賃、宿泊料金、食事料金、観光料金ガイド料などが含まれています。集合場所までの交通費は各自負担となります。

旅行企画・実施

(一社)くるくる佐井村

青森県知事登録 旅行業第地-3号

国内旅行取扱管理者 園山和徳

〒039-4711 青森県下北郡佐井村佐井字大佐井 112-1

電話: 0175-33-0014

協力・受託販売

(株)また旅くらぶ

協力

福浦の歌舞伎上演実行委員会
Saiツアーリズム構築推進PJ協議会